



答 申 第 442 号

平成 26 年 8 月 5 日

神戸市水道事業管理者
見 通 孝 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年8月5日付け神水事業第493号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

長田区における空家実態調査のための水道使用者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 長田区内の空家実態調査のために、水道使用者情報を提供することは、より効率的で精度の高い現地調査結果に基づく空家対策の検討が可能となり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

長田区における空家実態調査のための水道使用者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【水道使用者情報】

空家調査を効率的かつ正確に行うために必要な下記の情報：

長田区内に存する，業態が（家事用※・店舗付住宅※・共用家事用※）かつ，水道閉栓中または新設閉栓※の水道使用者に係る下記の情報

- ・水栓所在地（建物名および部屋番号を含む）
- ・水栓番号（給・配水管管理図と突合するために活用する）
- ・閉栓日（空家となった時期を把握するために活用する）

※語句説明（業態及び使用状態）

- ・家事用：住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅：店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの
(店舗に給水装置があっても，給水栓が1栓程度であり，生活用水にのみ使用するものを含む)
- ・共用家事用：住宅において生活用水として2戸以上で共用するもの
- ・新設閉栓：新築住宅など，給水装置工事申請があり水道使用予定だが，未開栓のもの



答申第 443 号
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付け
神長まま第 419 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申
します。

記

長田区における空家実態調査のための水道使用者情報の
電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 空家対策の検討に必要となる、水道使用者情報を利用した長田区内の空家実態
調査結果の迅速で正確な整理・分析を行うためには電子計算機処理が不可欠であ
ると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害する
ことのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管
理を適切に行わなければならない。

長田区における空家実態調査のための水道使用者情報の
電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【水道使用者情報】

空家調査を効率的かつ正確に行うために必要な下記情報：

長田区内に存する，業態が（家事用※・店舗付住宅※・共用家事用※）かつ，水道閉栓中または新設閉栓※の水道使用者に係る下記の情報

- ・水栓所在地（建物名および部屋番号を含む）
- ・水栓番号（給・配水管管理図と突合するために活用する）
- ・閉栓日（空家となった時期を把握するために活用する）

※語句説明（業態及び使用状態）

- ・家事用：住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅：店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの
（店舗に給水装置があっても，給水栓が1栓程度であり，生活用水にのみ使用するものを含む）
- ・共用家事用：住宅において生活用水として2戸以上で共用するもの
- ・新設閉栓：新築住宅など，給水装置工事申請があり水道使用予定だが，未開栓のもの